

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて（概要）

1 制度の概要

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準であり、**行政目標**（環境基本法第16条）

水質汚濁に係る環境基準

<国が告示>

人の健康の保護に関する環境基準

⇒有害物質から人体を守るため全国一律

今回検討

生活環境の保全に関する環境基準

⇒水域の利用目的や水質の状況に応じて水域ごとに基準値の区分（類型）を適用

見直しの目的 ⇒見直した類型を適用することで各水域の水質を維持する

生活環境の保全に関する環境基準

	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数(注1)
AA 類型	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A 類型		2mg/L 以下			1000MPN/100mL 以下
B 類型		3mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/100mL 以下
C 類型	5mg/L 以下	-			
D 類型	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E 類型		10mg/L 以下	(注2)		-

(注1) MPN・・・統計学的に求められた大腸菌群数の単位

(注2) ごみ等の浮遊が認められないこと。

○このタイプのいずれかを、各水域（河川）に適用することにより、環境基準値が定まる。
○タイプの指定及び指定の見直しは、各水域の利用目的（水道水源の利用など）を踏まえ、BODの測定値を基本に判断

水域類型の指定及び指定の見直し 標準的なフロー

新規に水域の類型を指定する場合
(例) 大場川

既に指定されている水域の類型を見直す場合
(例) 石神井川

どの水域を新規に指定するか?

どの水域の類型を見直しか?

大場川は生活排水の影響を受けることから
指定を行う

既に類型指定されている47水域に対して
必要に応じて見直しを行う

現状の水質と利用目的を調査し、それぞれについて「水質汚濁に係る環境基準について
(環境省告示第59号)」別表2に基づき類型をあてはめる

大場川の水質(5年間の水質測定結果)
↓
D類型に該当

石神井川の水質(5年間の水質測定結果)
↓
B類型に該当

大場川の利用目的は水産3級(コイ、フナ等
を産する)
↓
C類型に該当

石神井川はD類型以上の利用目的はなく、環境
保全(注)が図られている。
↓
E類型に該当

現状水質と利用目的であてはめた類型のうち、上位のものを採用
(「水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第59号)」に基づく)

大場川
現状水質の類型 D類型
利用目的の類型 **C類型**

石神井川
現状水質の類型 **B類型**
利用目的の類型 E類型

類型を指定することで各水域の基準値が決定

大場川の基準値(C類型)

pH	6.5以上8.5以下
BOD	5mg/L以下
SS	50mg/L以下
DO	5mg/L以上
大腸菌群数	基準なし

石神井川の基準値(C類型→B類型)

	(見直し前)	(見直し後)
pH	6.5以上8.5以下	→ (変更なし)
BOD	5mg/L以下	→ 3mg/L以下
SS	50mg/L以下	→ 25mg/L以下
DO	5mg/L以上	→ (変更なし)
大腸菌群数	基準なし	→ 5000MPN/100mL以下

(注) 環境保全とは、その水域で日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度の保全を行うことをいう。

2 水域類型の指定及び指定の見直し（案）

都内の下水道普及率が区部で100%概成したことなどにより、近年、都内河川の水質は改善した。

このため、各河川の水質の状況をふまえて、水質環境基準の見直しを行う。

水域類型の指定及び指定見直し（案）

類 型	現行の水域数	見直し後の水域数（案）
AA類型	2	6
A類型	7	23
B類型	8	3
C類型	17	10
D類型	9	8
E類型	4	0
合計	47	50

3 スケジュール

